

23-11-20

自社株は対象外

5%ルール 保有報告義務を緩和

金融庁

金融庁は上場企業の発行済み株式の5%以上を保有する投資家に報告を義務づける制度(5%ルール)を見直す。上場企業が自社株を保有している場合に限り、5%を超えても報告しなくていいようにする。企業の負担を軽減し、自社株買などで既存株主に利益を還元しやすくする。自社株

買が増えれば、株価の押し上げ効果も出そう。金融庁は有識者で構成する金融審議会(首相の諮問機関)を20日、開いて合意を得る見通し。12月にまとめる報告書に盛り込む。通常国会に金融商品取引法の改正案を提出し、2014年度中にも実施する方針だ。

5%ルールはどのような株主が企業に影響力を

持っているかを投資家に知らせることが目的。企業や投資家の保有する株式が発行済み株式総数の5%を超えると、原則5営業日以内に財務局に報告しなければならない。保有目的や取得資金の原資などを開示し、その後1%以上の増減があった場合なども報告が必要になる。12年に提出した大量保

有報告書(1308件)のうち、自己株式保有の報告書は120件と全体の9%を占めた。定期的に報告書を提出する企業から「本社の移転や単元未済株主の買い取り請求

などで保有割合に変動があった場合でも提出しなければならず、負担が重い(サービスマン)との声がある。米国では自社株の大量保有報告制度はない。英

国では他の投資家に比べ報告が必要になる比率を高く設定している。日本では取引所の規則でも自社株買いは開示する必要があり、米英と比べ厳しい規制になっていた。

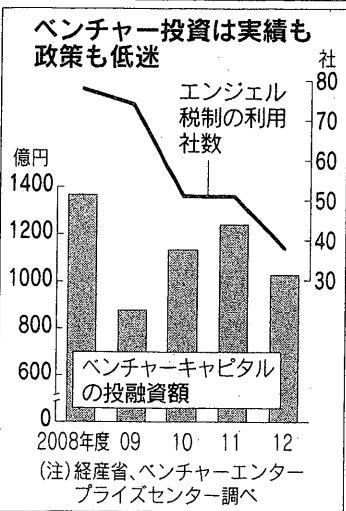
ベンチャー投資優遇拡大

経産省検討 10億円以上から税圧縮

経済産業省はベンチャーキャピタル(VC)への投資を優遇する税制を拡大する検討に入った。出資した企業が法人税を圧縮できるVCの規模を

「20億円以上」から「10億円以上」に緩める方向だ。小規模のVCへの資金供給を円滑にする狙い。年内に省令を定め、年明けから税制優遇を始

める見通しだ。VC投資への税制優遇などを盛り込んだ産業競争力強化法案は19日の衆院本会議で、自民、民主、公明などの賛成多数で可



決した。税制優遇は企業からVCへの出資額の8割までを費用計上することを認め、企業の納税額を圧縮できる仕組み。当初はVCの規模に「20億円以上」の要件を付ける方向だったが、衆院経済産業委員会「要件が厳しすぎる」と指摘を受け、見直す。公的機関の出資分も合わせて20億円以上なら、優遇を受けられるようになる。ただ、財務省は要件緩和に慎重で、調整が難航する可能性もある。